

沖縄防衛局達第1号

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第60条の規定に基づき、沖縄防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達を次のように定める。

平成27年1月7日

沖縄防衛局長 井上 一徳

沖縄防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達

改正 平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号
令和 7年3月31日沖縄防衛局達第1号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 沖縄防衛局職員についての適性評価の実施（第2条—第11条）

第3章 適合事業者の従業者についての適性評価の実施等（第12条—第20条）

附則

第1章 総則

（用語の定義）

第1条 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）部長等 総務部長、企画部長、調達部長、管理部長、労務管理官、名護防衛事務所長、金武出張所長及び那覇出張所長をいう。

（2）防衛補佐官等 防衛補佐官及び会計監査官をいう。

第2章 沖縄防衛局職員についての適性評価の実施

（名簿の提出）

第2条 部長等は、特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認める職員について、訓令第7条第1項に規定する候補者名簿を作成し、別記第1号様式により特定秘密管理者に通知するものとする。

2 部長等は、前項の規定に基づき候補者名簿を作成する際、自らについても登載するものとする。

3 特定秘密管理者は、訓令第7条第1項の規定に基づき候補者名簿を作成する際、自らに加え、次長についても登載するものとする。

4 部長等は、候補者名簿に記載した事項に変更があるとき（評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。）は、別記第2号様式により特定秘密管理者に通知するものとする。

5 防衛補佐官等に係る第1項及び第4項に規定する候補者名簿に関する事務は、総務部長が行うものとする。

（名簿の承認）

第3条 訓令第8条第2項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行

うものとする。ただし、候補者名簿に登載されている評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に通知するものとする。

(評価対象者の不同意等)

第4条 訓令第11条第3項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行うものとする。ただし、当該評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

第5条 訓令第12条第4項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行うものとする。ただし、当該評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等)

第6条 訓令第22条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

2 訓令第22条第2項の規定による誓約書を徴するときは、その写しを特定秘密管理者（部長等気付）に提出するよう求めるものとする。ただし、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が防衛補佐官等である場合は、総務部長に提出するよう求めるものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等)

第7条 訓令第23条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

(特定秘密管理者への結果の通知等)

第8条 訓令第24条の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行うものとする。ただし、当該評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

2 部長等は、適性評価の結果を受けて、評価対象者の配置換等が必要と認めるときは、特定秘密管理者に報告の上、その旨を人事担当部署に連絡するものとする。

(苦情受理窓口)

第9条 訓令第25条に規定する苦情受理窓口は総務部総務課とする。

(苦情処理結果の通知等)

第10条 訓令第28条第1項の規定による通知は、苦情処理責任者に報告の上、行うものとする。

2 訓令第28条第6項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行うものとする。ただし、当該通知に係る苦情申出者が防衛補佐官等である場合については、総務部長に通知するものとする。

(職員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置)

第11条 特定秘密取扱職員の上司等は、当該特定秘密取扱職員について訓令第30条第1項各号に掲げる事情の有無について把握に努めるものとする。

2 特定秘密取扱職員の上司等は、前項の事情があると認めた場合には、速やかにこれを部長等に連絡するものとする。ただし、当該特定秘密取扱職員が防衛補佐官等である場合については、総務部長に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた部長等は、特定秘密管理者に連絡するものとする。

第3章 適合事業者の従業者についての適性評価の実施等

(名簿の受領)

第12条 訓令第37条第1項に規定する名簿は、特定秘密管理者（部長等気付）が受領するものとする。

2 前項の規定により適合事業者から名簿を受領した部長等は、当該名簿に登載された従業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認めるときは、訓令第37条第3項に規定する候補者名簿を作成し、別記第1号様式により特定秘密管理者に通知するものとする。

3 前項の候補者名簿を受領した特定秘密管理者は、候補者名簿を適性評価実施責任者に対し提出するものとする。

4 部長等は、候補者名簿に記載した事項を変更する必要があるとき（評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。）は、特定秘密管理者にその旨を通知するものとする。

(名簿の承認)

第13条 訓令第38条第2項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行うものとする。

(評価対象者の不同意等)

第14条 訓令第40条第3項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行うものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

第15条 訓令第41条第4項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行うものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等)

第16条 訓令第46条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等)

第17条 訓令第47条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

(特定秘密管理者への結果の通知等)

第18条 訓令第48条第1項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等付）に対して行うものとする。

(苦情受理窓口)

第19条 訓令第49条に規定する苦情受理窓口は総務部総務課とする。

(苦情処理結果の通知等)

第20条 訓令第50条第1項の規定による通知は、苦情処理責任者に報告の上、行うものとする。

2 訓令第50条第6項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行うものとする。

附 則

この達は、平成27年1月7日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日沖縄防衛局達第 3 号）
この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日沖縄防衛局達第 1 号）
この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係、第12条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定秘密管理者
沖縄防衛局長 殿

部長等

適性評価に関する候補者名簿について（通知）

標記について、沖縄防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達（平成27年沖縄防衛局達第1号）【第2条第1項／第12条第2項】の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

添付書類：別紙

特定秘密管理者
沖縄防衛局長 殿

部長等

候補者名簿の記載事項の変更について（通知）

標記について、沖縄防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達（平成27年沖縄防衛局達第1号）第2条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級
- 3 所属部署・職名
- 4 記載事項の変更内容
- 5 変更する理由